

2023年5月8日

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に分類されました。これに伴い、学生便覧の記載の「公欠及び忌引き」(P.46～)については、下記のようにします。公欠の扱いについて再度確認をするようにして下さい。

- 1) 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでは、出席停止とします。この間の欠席は公欠扱いとします。その手続きについては、別途、指示します。
- 2) 「濃厚接触者」という考え方がなくなるため、家族等が新型コロナウイルスに感染していても、自分に発熱等の症状がなければ大学を休む必要はありません。また、ワクチン接種の副反応による欠席も今後は通常の欠席として取り扱います。

今後、本学における感染者の増加や特定のコースにおける集団発生に対しては、みなさんの健康を守るため大学として迅速な対応が必要となります。大学内の感染状況を継続的に把握するため、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、すぐにコース主任へ連絡をするようにして下さい。

季節性インフルエンザ同等の「5類」に移行された後も、健康的で安心・安全な学生生活を送ることができるよう、引き続きみなさん自身の判断で感染対策を心がけるようにして下さい。

名古屋文化短期大学
教学課